

Title	浦田一晴著 『責任保険法論』
Sub Title	M. Urata : On the law of liability insurance
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.3 (1964. 3) ,p.108- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640315-0108">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640315-0108</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

者が自分を書くことでもあるという。その点で本書の戦後の部分は松岡と中村教授とが一体となつて書かれていて、読者を思わずひきつける魅力をもっている。

第二の魅力は、中村教授の広い学識が十二分に駆使されていることである。たんに国内の社会主義・労働運動史の知識のみでなく政治史、外交史、国際的な社会運動史等といった学識をフルに動員されて、そうした広い見地から松岡が演じた役割りを見きわめようとしていることである。

第三の魅力は、これまで一度も使用されなかつた資料が意識的に四百頁近い本書のなかにナマのままふんだんに盛り込まれていることである。社会運動史の研究者はこの豊富な新鮮な資料に心を奪われるであろう。

松岡駒吉という偉大なる労働運動の指導者があるがままの姿で歴史のなかに位置づけ、また彼の指導した総同盟をこれまた正当なる位置づけをかくもおおがかりな仕事のなかでされたのは中村教授がはじめてである。教授のその業績は後世をまつまでもなく、すでに今日まきらかである。教授はこの仕事の中で過労に倒れるという目にあわれたが、病の床にあつてもこの仕事に打ち込まれた。それは傍目にも恐るべき執念として写つたが、教授のこの打ち込み方とまた三三四頁にかかっているようにかくもゆたかな協力者、アシスタントをもたれているという教授の人徳とがこの仕事を完成させたのであつた。その甲斐あつて昨秋出版記念会がもたれたとき清瀬衆議院議長、森戸辰男氏、大橋労働大臣、河上丈太郎社会党委員長そ

の他各界の名士数百人が本書の出版と教授の業績を祝されたこともここに記しておくべきだろう。(経済往来社 並製 一、二二〇〇円、上製 二、五〇〇円)

(中村勝範)

浦田一晴著

## 『責任保険法論』

責任保険契約とは、損害賠償責任に関する保険契約——すなわち、被保険者が第三者に対して一定の給付をなすべき責任を負担するにいたつた場合に、その損害の填補を目的とする保険契約である。わが商法典中には、責任保険に関する法規は、一、二を数えるのみであるが、実際の保険取引においては、各種の賠償責任保険が最近大いにその地歩を占めるにいたり、また自動車損害賠償保障法・原子力損害の賠償に関する法律・原子力損害賠償補償契約に関する法律等の単行法の立法もなされるにいたつている。このような、責任保険契約の近時における発展は、本書によれば、企業体の賠償責任の場合において、その民事責任が過失責任主義から無過失責任主義へと拡大されて来たことと対応して居り、そして今日、企業上の責任が実質において保険制度へ移行転嫁される機運が醸成せ

られ、それが前面に強く押し進められる時期に立ちいたつたものであるとされる(序章)。

そして、「この時期において、責任保険契約がどのような性質を有し、かつ、どのような構成にもとづいているか、ある種の責任保険契約法の妥当性、解釈論ならびに立法論、責任保険法における被害者救済の問題、しかして、責任保険契約を導き、また、その中を貫流するものは何か、責任保険契約の性格と理念を、主として、法的見地から考察しよう」(四頁)とする目的をもつて公刊されたものが本書である。従来、法律的な専門文献の少ないこの分野において、本書のような纏つた研究書の公刊されたことは、責任保険法学を更に一歩進めるために重要な意義を有するといえよう。

著者浦田助教は、わが国における保険契約法学の泰斗・野津務博士の専門的指導を受けられた学究であり、現在神奈川県に籍を置き、これまで主に同大学の機関誌である「商経法論叢」誌上に責任保険契約法に関するいくつかの労作を発表して来られたが、それらの論説を基に、未発表のものを含めて構成されたモノグラフが本書である。

本書は本文八章および序章・結章・参考資料から成り、今、本文の章目を掲記すると左のとおりである。

#### 第一章 責任保険契約序説

#### 第二章 企業責任と責任保険法

#### 第三章 自動車損害賠償保障法の責任保険性

#### 第四章 原子力賠償二法における責任保険契約と補償契約

#### 第五章 原子力損害賠償責任保険普通保険約款の法的考察

#### 第六章 他人の物の保管者の責任保険

#### 第七章 船舶所有者の委付権と責任保険法

#### 第八章 再保険契約の責任保険契約性

以下において、各章ごとに、著者の主張の一端を紹介して行きたい。

第一章においては、その第一節で責任保険契約における「責任」の意義に考察が加えられる。そして、現代の民法学で「債務と責任」というとき(例えば、我妻「債権総論」五〇頁以下)の「責任」概念が責任保険の責任であるとする。そして更に、被保険者の第三者に対する責任が責任保険契約の「発源的」「基本的」な高い意義を有するものであり、その責任から、誘導的に保険契約が概念せられ、保険契約上は、保険者の被保険者に対する責任が重要性を有する、としている。

第二節においては、責任保険契約の損害保険契約性について論証せんとする。責任保険の性質につき、右に対立するのはブルックの権利保護説であるが、著者は、フランス・ドイッ・オーストリー・スイスの各保険契約法ならびにわが商法の条文の規定上、責任保険の性質が損害填補をその本質として捉えられていることは明らかであるとしている。

ただし、損害保険における「損害」および「損害填補」の意義が明確にされない限り、「責任負担」がどのようにして「損害」となり、またその「責任の転嫁」がなにゆえに「損害填補」であるかに

ついで、説得力は乏しいといわねばならないであろう。

第三節においては、責任保険における保険事故の発生要件について論じ、被保険者において、法律上の損害賠償義務などが明白でない場合でも、訴訟上の手続が拙劣であつたために敗訴という結果を招来したような場合の損害、あるいは勝訴した場合においてもその訴訟費用といった損害が填補されなくなるという多数説の論拠に加えて、「責任保険の保険事故の要件は、被害者の保護の見地において考察すべきである」と考へる。ただし、被害者としては、できるかぎり、保険事故が、単純に迅速に、確定せらるべきことが望まれるのであるから、保険事故の発生要件として、被保険者が第三者に対して責任を負担すること、かつ、その請求を受けたこと、とする二要件を要するとする(例えば大森博士の立場)よりも、単に被保険者がその請求を受けたこと、という一要件を要することの方々が、保険金給付判定の機会が多いとみられ、それは被保険者を経て、結局、被害者に対し、有利に展開するからである」と述べて多数説に賛成する。

被保険者の責任負担を要件からはずすことによつて、はたして実際に保険金給付判定の機会が多くなるか否かは大いに疑問であるが(保険事故の発生を認めても、填補すべき損害額——保険金の額——)の方でチェックされることになるのではないか)、著者の基本的な立場があらわれているところである。

第二章においては、企業が有する社会的意義の史的発展を跡づけることによつて、企業責任が無過失責任に転移する必要性を述べ、

そしてそのような企業責任の拡大は企業内部における「企業維持の原則」と相反する点を見る。このような対立的矛盾を解決するために、著者は、「企業責任の責任保険制度への転嫁」という手段を採りあげることによつて根本的解決が存するものと考え、企業上において発生した責任のてん補を、それが過失責任であれ、無過失責任であれ、第三者の被害を救済するという目標によつて責任保険制度へ求めることができるならば、社会公共性への要求と企業維持の要求を同時に満足し、相反すると見られる対立的立場が調整されることは明白である。企業体の無過失責任主義が現実において通常の観念としてみとめられ、立法せられるにおいて、その寄りかかるところの責任保険制度に対する認識と活用とがいよいよ深められてゆくのである。今や、企業責任に基因する賠償は、責任保険制度の利用なしには、その完全性を保有することはできない(三〇頁)と述べている。

さらに、第三節において、右に見たような企業責任保険の制度的発展段階に対し企業責任保険法がどのように立法されているかを考察する。この点について、わが国においては商法六六七条に他人の物の保管者の責任保険につき定めているに過ぎず、「現実に著しい発展過程にある責任保険を規律する上において、その完全を期待することは困難である」点を先ず指摘し、近時において「実質的に無過失責任主義の立場に基づく責任保険法の性格を帯有する」ところの「自動車損害賠償保障法」「原子力損害の賠償に関する法律」「原子力損害賠償補償契約に関する法律」「労働者災害補償保険法」「鉱

業法」のごとき企業別の立法がなされつつあることは注目に値するものであり、かつ「責任保険法が企業の種類別によつて立法せられることは、個々の企業の特徴を充分に考慮して法の中に採り入れ、その企業に適応した責任保険契約立法が確立されるものと見られるから、その意味においては、妥当な措置であると思われる」が、しかし「企業責任のすべてにわたり、一般的責任の意義を帶有させ、その実現を期する見地から、普遍的責任保険契約法の立法」を要求する(三九頁)。

そして、ドイツ・オーストリー・スイス・中華民國の營業責任立法について研究を進め、「被害者・被保険者・保険者の三者関係において、被害者が保険契約の効果を受享することの真実の地位に立つことの確認的立法は、被害者に対する保険金直接請求権へのいづくちをなすのである。したがつて中華民國保險法一二三条が、被害者の利益保護を規定することは、有意義であるが、この趣旨は、さらに進んで、被害者の保険金直接請求権の立法まで行なわれることとなれば、より一層完全さをますこととなる。」「被害者の立場も第一義的に考慮するならば、被害者の保険者に対する優先的保険金直接請求権が法定されて然るべきである」(四三頁)として、第四節の立法論に続く。

「企業の行為によつて損害を受けた被害者の救済を可及的完全な、かつ、迅速に行なわしめる」ということは本書において絶えず繰り返えされる主題的主張であるが、そこで第四節において著者は、立法論として、被害者の保険者に対する保険金直接請求権を法

定すべきことを主張する。

ただし、その請求権の法的根拠についての著者の見解は明確ではない。すなわち、著者は「責任保険契約の締結によつて加害者という責任地位が保険者に移転したため、その結果として、保険者は当然に被害者の要求に対して応じなければならないという理論となるわけである。すなわち、被害者の賠償請求権↓加害者の賠償義務↓保険者の保険金給付義務(実質的賠償義務)↓被害者の保険金直接請求権という法的経過構成により、被害者の保険金直接請求権の理論は構成が可能となる」(四八頁)としており、この点従来の学説が、被保険者の地位を第三者が襲うと考へる(例えば、野津「保険契約法論」三三三頁。なお責任保険法学の分野では、第三者の地位について最近中西助教授・西島助教授等の労作が集中して居り、これらに対して対する著者の見解もここでは聞きたいところである)ことに對して、加害者たる被保険者の地位を保険者が受け継ぐとする点に獨自行がみられるのであるが、この図式では経済的プラス・マイナスのプロセスを示すだけであつて、法律的な説明ではないように思われる。保険者は実際には加害者ではないのだから、法律上どのような理論構成によつて加害者の地位に立ち得るのか、実はこの点にこそ、著者の構想する責任保険の法理念の基本的問題が潜むとも考えられ、一層の理論的考察が望ましかつたと思う。

第三章では、自動車損害賠償保障法(昭三〇法九七号)の成立の意義は認めながらも、著者の本法に対する基本的立場は、「被害者の立場は、本法の存在にもかかわらず、未だ充分とはいえない」

(五一頁)とする点にある。すなわち、「被害者は、法律上は、責任保険契約当事者ではないが、その奥底には、被害者こそ重要な位置にあつて、その(責任保険契約の)成立の要因を成しているのである」にもかかわらず、「本法における責任保険契約締結の原動力は損害賠償請求権(不法行為責任の成立)を予想し前提とする」——自賠法は、自己のために自動車を運行の用に供するものの損害賠償の責任については、同法第三条の規定によるほか、民法の不法行為の規定による旨を明定している——が、不法行為にもとづく損害賠償請求によると、「問題によつては、訴訟行為の煩雑および経費の点において、この救済が阻止されがちであり」(五五頁)、同法三条は、举证責任の転換を定めているが、「自動車損害賠償の責任においても、可及的速かに、原則として、厳格無過失責任主義が、法律上、明白に採られ、被害者の保護せらるべき地位の強化が、企図せられることが望まし」く、いわば自賠法は「過渡的立法」に過ぎない、としている。

一方、著者は、自賠法の注目すべき点として、同法第一六条を挙げる。同条における、契約者または被保険者の悪意の場合にも被害者の請求があれば保険金が支払われるとする点は、「特異な規定」であるが、「被害者の保護の目的を達成するためには不可欠の制度である」と述べる。

「被害者の保護」が責任保険の原動力であるとする著者の立場では、エーレンツウィク流の「完全扶助」保険 'Full Aid' Insurance (伊沢「責任保険の発展とその止揚」我妻記念論集(中)五五七頁以下

参照)に止揚されるのが必然であるようにも思われるのであるが、著者の立場は、加害者の「故意」にもとづいて負担することとき責任、または重大な過失にもとづく債務不履行の責任は、保険事業の保護の見地から、責任保険契約の対象とならず除外せられるべきである(二二頁)とするものであるから、同条は「特異な規定」と評価づけられることになる。ただ、保険者が加害者たる地位に立つとする著者の理論と、右の立場はどのように調和するものであろうか。

第四章・第五章はともに原子力損害賠償責任に関する論説であるが、いわゆる原子力二法(昭三六法一四七号、同一四八号)についての著者の評価は、この立法は自賠法に比して「飛躍的立法」であるとする(六三頁)。その要点は、原子力事業者の責任の規定にある。そこで第四章では、その第二節において右の責任を検討し、その無過失責任性・無限責任性・責任の集中性を指摘する。そこにいう責任の集中性とは、原子力損害の賠償に関する法律第三条一項・同二項・第四条において、原子炉の運転・核燃料の運搬等に際して生じた損害についても原子力事業者のみが賠償責任を負う点を指し、そしてこの点においても、「わが国の立法としては、その内容上、画期的立法と称すべきである」とする。

また、同法における原子力損害賠償責任保険契約の法的構造としては、諾成・有償・双務契約たる損害保険契約であり、しかして同法が被害者の保護を最大目的とする責任保険契約の実効を図るための方策として、保険金に関して次の三事項を規定した点に注目する。すなわち、(イ)保険金支払についての優先権、(ロ)保険金請求権の

差押えなどについての制限、(イ)被保険者の保険金支払請求の制限、  
についてである。

原子力損害賠償補償契約に関する法律に規定される、国家と原子  
力事業者との間の補償契約については、著者は、それは形式的には  
保険契約ではないが、実質的には責任保険契約であるとしている。

第五章においては、わが国の主力損害保険会社が構成する日本原  
子力保険プールで採用している約款につき、その各条項ごとに著者  
の見解を示す。

保険者の責任範囲条項については、約款が、一般災害を事由とす  
る損害についても責任負担を定めたことは、「被害者の保護救済の  
範囲を拡大するという見地から見てきわめて適切な措置であるとい  
わなければならない」(一〇二頁)とする。なお、人的障害について  
は、給付の基準となるべきものが、「政令によつて」定められなけ  
ればならないとする。

告知義務条項については、約款が告知義務を定めている(六六条も  
の、その違反の効果を定めていない点、解除権を排除していると  
も考えられる余地があるから、「保険者を保護する立場に立つなら  
ば、むしろ、解除権の存在を約款において明定することが妥当な方  
法である」と考える(一〇三頁)とする。

免責条項については、契約者又は被保険者の故意による賠償責任  
のみを免責し、重過失に基づく責任を免責していない点を高く評価  
し、一方、七条七号が「被保険者が所有・使用または管理するもの  
の損壊につき、その物に対し正当な権利を有するものに対し負担す

る賠償責任」を免責していることを非難する。

第六章では、商法六六七条を検討する。先ず解釈論として、同条  
は火災保険の場合のみに適用されるとする学説に反対し、「責任保  
険の一般原則のごとく解し、責任保険契約の全域に適用するように  
積極的に解釈することが妥当ではないかと考える」(一三四頁)とす  
る。

さらに、同条においては、所有者・保管者ともに保険金請求権を  
併存的に有するが、保管者は所有者に損害賠償を果たしてはじめて  
保険金を請求し得るとする。現在の通説の見解である。なお、本書  
一三八頁の「第三説」と「第二説」が入れかわつている。

責任保険における第三者の保険関係への法律的加入については、  
被害者たる第三者の保険金直接請求権を、保険者代位(商法六六二  
条)とのアナロジイにおいて論じている点が注目されるが、問題が  
多いところであろう。もう一段論議が深められないと、いかなる点  
が対比され得るのか判然としない。

第七章においては、船舶所有者の責任制限としてわが商法が採用  
している委付主義が、海商企業の保護奨励という合目的な制度で  
あることは認めながらも、なお「船舶所有者の任意的委付行為によ  
つて、債権者がその本来の権利を充分に求めることが不可能の場合  
ありとするならば、債権者保護の立場から見ると、船舶所有者責  
任制限制度は適当な方策であるとは考えられない」(一八二頁)とす  
る。そして、海運企業の保護と債権者保護との円満調和のために、  
海商法中に、船舶所有者は債務を完遂するため責任保険に加入すべ

きことの義務的条項を規定しておくべきであると提唱する。

第八章においては、夙にわが国においては通説的見解となつてゐる再保険契約の責任保険契約性を論証し、さらに、立法論として、元受被保険者の再保険者に対する保険金直接請求権を構想する。

本書の特色は、論文集であることの必然的結果として、個別的な契約の具体的考察から責任保険の本質へ、いわば帰納的な考察が加えられていることである。このことは、責任保険契約法のごとき新しい法領域の研究方法としては、最も適当な方法であらう。結論的にはほぼ通説的見解に従う部分が多いが、然し、本書を貫ぬく際立つた特色は、責任保険において「被害者保護」を第一義的な法理念として高くうたい上げていることである。

基本的に、損害保険契約の目的は、被保険者の不時の損害が保険者によつて填補されることにある（それは制度的な意味合いとしての保険本質論の如何を問わず、契約の目的としてはそうであると思ふ）。そこで、責任保険契約が損害保険契約であるとするならば、その目的もまた被保険者に生じた損害の保険者による填補を基本とする筈である。この目的は、著者の表現を藉りれば企業責任に關しての「企業維持」の問題であるが、著者の本言における主張の基礎をなすものは、責任保険の第一次的目的を「被害者保護」に求めるものであり、「企業維持」はむしろ被害者に対する賠償責任者の地位が保険者に転移することの効果として捉えられている。この点責任保険契約の損害保険契約性と理論的にどのように関連づけられるのか——あるいは、損害保険契約が、責任保険にいたつて、その損

害填補契約性が止揚されるのか——本書に対して敢えて蜀を望むとすれば、その点の明確な理論的見解を聞きたかつたことである。

なお、些事であるが、文中の注（一四頁）および巻末の参考文献に掲げられてあるものの著者のうち、「島谷英助」とあるのは「島谷英郎」が正しい。評者としては大いに氣になるところなので、機会があつたら訂正をお願いしたい。（法律文化社刊 二四七頁 定価 八〇〇円）

（倉沢康一郎）